

第3次周南市男女共同参画基本計画

すまいるプラン周南

概要版



互いに認め合い、だれもが自分らしくいきいき輝くまち

令和7（2025）年3月

周南市

計 画 の 概 要



計画策定の趣旨

本市では、「周南市男女共同参画推進条例」に基づき、「周南市男女共同参画基本計画（すまいるプラン周南）」を策定し、改定を重ねながら、男女共同参画社会の実現のための施策を展開してきました。その後の社会情勢の変化やさまざまな課題に対応するとともに、これまでの施策を引き継ぎ、さらに推進・発展させるための指針として、「第3次周南市男女共同参画基本計画（すまいるプラン周南）」を策定しました。

計画の位置づけ

- ◆男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」として位置づけます。
- ◆本計画の一部を「女性活躍推進法^{※1}」に基づく「市町村推進計画」と位置づけます。
- ◆本計画の一部を「DV防止法^{※2}」に基づく「市町村基本計画」と位置づけます。
- ◆本計画の一部を「困難女性支援法^{※3}」に基づく「市町村基本計画」と位置づけます。
- ◆「周南市まちづくり総合計画」を上位計画とし、その他関連計画との整合性を図って策定しています。

※1.女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 ※2.配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律
※3.困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

計画の期間

計画の期間は、令和7(2025)年度から令和16(2034)年度までの10年間（令和11(2029)年度までを前期計画）とします。ただし、国内外の社会情勢の変化や法制度の改正などにより、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

基本理念

**互いに認め合い、
だれもが自分らしくいきいき輝くまち**

本市が目指すべき男女共同参画社会は、「一人ひとりがいきいきと輝くことで、**まち全体が輝きや活気に満ちた社会**」です。そのため、今後も男女が社会の対等な構成員として、一人ひとりのライフステージで輝きを放ち、誇りをもって自分らしく暮らすことができる社会の実現に向け、さらに社会情勢の変化へも対応しながら男女共同参画を推し進めていけるよう、本計画の基本理念を「**互いに認め合い、だれもが自分らしくいきいき輝くまち**」とします。

施策の体系



基本目標 1

だれもが活躍できる地域社会づくり

周南市女性活躍推進計画

重点項目 1 あらゆる分野での政策・方針決定への女性の参画の拡大

- ① 政策・方針決定への女性の参画の拡大
- ② 事業所・団体等の活動における女性の参画の促進
- ③ 女性の育成支援と情報の収集・提供

重点項目 2 仕事と生活の調和の推進

- ① ワーク・ライフ・バランスの推進
- ② 多様な生き方に対応する子育て・介護等への支援
- ③ 家庭生活における男女共同参画の推進

重点項目 3 働く場における男女共同参画の推進

- ① 男女の均等な雇用機会と待遇の確保
- ② 多様な働き方の実現に向けた環境づくり
- ③ 農林水産業等における女性の活躍の推進

重点項目 4 地域社会における男女共同参画の推進

- ① 地域活動・市民活動における男女共同参画の促進

基本目標 2

男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり・人づくり

重点項目 5 男女共同参画の視点での社会制度や慣行の見直し

- ① 人権尊重に基づく男女共同参画の意識づくり
- ② 男女共同参画に関する調査研究及び情報の収集・提供

重点項目 6 男女共同参画の視点での教育・学習の推進

- ① 男女共同参画を推進する教育及び学習機会の充実
- ② 女性の参画を促進するための学習支援

重点項目 7 市民との協働と推進体制の整備充実

- ① 市民活動の支援と市民組織の育成
- ② 推進体制の強化・充実

周南市DV防止基本計画

周南市困難女性支援基本計画

基本目標 3

だれもが健康で、安全・安心に暮らせる社会づくり

重点項目 8 あらゆる暴力を根絶し、人権が尊重される社会の実現

- ① 暴力を許さない意識づくりの推進
- ② 相談・連携体制の整備・充実
- ③ 被害者支援の推進
- ④ 性犯罪、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメント等の防止の推進

重点項目 9 さまざまな困難を抱える女性の支援の充実

- ① 困難を抱える女性への支援の充実
- ② 専門性のある相談体制の整備

重点項目 10 生涯を通じた健康づくりの推進

- ① 生涯を通じた心とからだの健康づくりの支援
- ② 性を尊重する意識づくりの推進

重点項目 11 みんなが安心していきいきと暮らせる環境づくり

- ① あらゆる人が安心して暮らせる環境づくり
- ② 防災分野における男女共同参画の促進

新

※重点項目 1～3を「女性活躍推進法」に基づく「市町村女性活躍推進計画」として位置づけます。

※重点項目 8を「DV防止法」に基づく「市町村DV防止基本計画」として位置づけます。

※重点項目 8～9を「困難女性支援法」に基づく「市町村困難女性支援基本計画」として位置づけます。

※新は本計画で新たに設けた重点項目。



基本 目標

①

だれもが活躍できる地域社会づくり

多様な個性と能力を持つ人材が、性別にかかわらず、さまざまな立場から社会のあらゆる分野に参画し、その個性と能力を十分に発揮しながら活力ある地域社会を実現することは、男女共同参画社会の実現と共通する目標です。

また、雇用の分野における女性参画の促進には、男女の雇用の均等な機会と待遇が確保され、多様な働き方に対応する働きやすい職場環境の整備が必要です。

仕事と生活や地域活動を両立できるよう、働きながら子育てや介護等ができる就業環境の整備や多様なライフスタイルに対応する子育て支援策の充実、地域活動への参画促進、男性の意識改革などの環境づくりを推進します。

●計画の目標指標

目標指標	令和5年度 現状値	令和11年度 目標値	単位
市の各種審議会等委員における女性の割合	34.1	40.0	%
市職員の課長級以上の女性職員の割合	7.8	15.0	%
児童クラブ待機児童数	14	0	人
市内事業者の「やまぐち男女共同参画推進事業者」認定件数	72	80	件

基本 目標

②

男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり・人づくり

だれもが一人ひとりの人間として尊重され、性別を理由とする差別的な扱いを受けず、個人の人権が尊重されることは、男女共同参画の基本です。

性別による固定的な社会通念・慣習・しきたりを改善し、男女を取り巻く状況について一人ひとりが理解し、自ら行動するための意識づくり・人づくりが重要な課題となっています。

このため、家庭、学校、職場、地域社会等あらゆる分野において、男女共同参画の視点に立った学校教育や社会教育により、男女共同参画について理解し行動するための教育・啓発活動を積極的に行います。

また、市民活動の組織づくりとその支援を推進します。

●計画の目標指標

目標指標	令和5年度 現状値	令和11年度 目標値	単位
男女の地位の平等感（社会全体）	16.8	24.0	%
男女の地位の平等感（固定的な社会通念・慣習・しきたり）	17.6	21.0	%
男女の地位の平等感（家庭）	38.3	40.0	%
男女の地位の平等感（教育）	57.9	60.0	%

基本 目標

③

だれもが健康で、安全・安心に暮らせる社会づくり

男女共同参画社会の実現のためには、一人ひとりの人権が尊重され、その生涯を通じて健康で、安心して暮らすことができる社会づくりが非常に重要です。

個人に対する暴力は、重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を実現していくうえでの克服すべき課題です。配偶者等からの暴力や性犯罪、ストーカー行為、職場におけるハラスメントなどのあらゆる暴力根絶に向けた取組を推進します。

また、だれもがお互いの身体的性差や性の多様性を十分に理解し合い、多様な生き方を認め合い、年齢や障害、性別にかかわらず、いきいきと安心して暮らせる社会づくりに取り組みます。

●計画の目標指標

目標指標	令和5年度 現状値	令和11年度 目標値	単位
デートDV防止講座受講者数	409	1,000	人
特定健康診査受診率	37.5	60.0	%
認知症の人を理解し、協力している市民の割合	12.0	15.0	%
防災会議の8号委員に占める女性の割合	40.0	50.0	%